

令和5年度神奈川県立中等教育学校入学者決定検査における 新型コロナウイルス感染症対策について

○検査当日の感染症対策

安心して受検できるよう、検査会場では次の感染防止対策を講じます。

- ・受検生同士の間隔を1m程度確保するよう座席を配置
- ・検査室は常時換気を基本として換気を実施
- ・監督者や運営職員は常時マスクを着用
- ・入口付近の廊下にアルコール消毒液を設置
- ・ドアノブや机、椅子等は事前に消毒
- ・解散時刻を分散

○受検生、保護者の方へのお願い

- ・検査当日は、必ずマスクを着用してください。ただし、本人確認のために、一時的にマスクを外していただくことがあります。
- ・受検票にある健康状態報告欄への記入を必ず検査当日朝に行ってください。保護者の方は、記入後、必ず署名をしてください。
- ・検査の最中に体調が悪くなった場合は、遠慮せずに監督者に申し出てください。
- ・休み時間中は、密にならないように注意し、受検生同士の会話は控えてください。

○感染者、濃厚接触者の扱いについて

- ・新型コロナウイルス感染症に感染し、治癒していない人は受検できません。追検査等は実施しませんので、ご注意ください。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る濃厚接触者（過去7日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から日本に入国した人を含む。以下「濃厚接触者」という。）のうち、次の要件をすべて満たす志願者については、受検が認められます。

【要件】

ア 自治体等による、PCR検査の結果、陰性であること

- ・ 自治体等による検査結果が得られない場合は、医療用・一般用の抗原定性検査キットによる陰性確認をもって、受検を可能とします。
- ・ 医療用・一般用の抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、受検を可能とします。

イ 検査当日も無症状であること

ウ 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと

エ 「濃厚接触者等確認票」（※裏面参照）を提出すること

○濃厚接触者に認定された場合の受検の手続

(1) 事前連絡

【要件】のア及びウに該当する受検生の中で、受検を希望する方は、検査前日の17:00までに志願先の中等教育学校に必ず電話連絡してください。（17:00以降に連絡が必要な場合は、検査当日の7:00～7:30の間に志願先の中等教育学校に電話連絡の上、来校してください。）

(2) 「濃厚接触者等確認票」（※裏面参照）の提出

(1)の事前連絡を済ませた受検生は、検査当日まで健康状態を適宜確認し、検査当日も無症状であった場合、裏面にある「濃厚接触者等確認票」に必要事項を記入の上、検査会場に持参し、提出してください。

(3) 受付時及び検査終了時のお願い

保護者同伴で受付をしてください。また、検査終了時には保護者が迎えに来てください。受付解散場所は、事務室前になります。

新型コロナウイルス感染症対策については、県教育委員会のホームページにて、お知らせします。検査日までに必ず確認してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/chuto.html>



濃厚接触者等確認票

_____ 中等教育学校長 殿

受検番号：_____

氏 名：（志願者）_____

_____（保護者）_____

令和5年度神奈川県立中等教育学校入学者決定検査の受検について、濃厚接触者として、次の要件を全て満たしたことを確認したのでご報告します。

【要件】

- ア 自治体等による、PCR検査の結果、陰性であること
 - ・ 自治体等による検査結果が得られない場合は、医療用・一般用の抗原定性検査キットによる陰性確認をもって、受検を可能とします。
 - ・ 医療用・一般用の抗原定性検査キットが入手できない場合は、発熱・咳等の症状がないことを十分に確認した上で、受検を可能とします。
- イ 検査当日も無症状であること
- ウ 公共の交通機関を利用せず、かつ人が密集する場所を避けて検査会場に行くこと
- エ 「濃厚接触者等確認票」（本紙）を提出すること

○判断した保健所等の名称

○保健所等から濃厚接触者に該当すると（志願者に）連絡があった日

令和 年 月 日（ ）

○保健所等から、健康観察期間として外出を控えるよう指示されている期間

令和 年 月 日（ ） から 令和 年 月 日（ ）

○自治体等による、PCR検査の結果

